

写

23消安第4816号
平成23年12月19日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末・年始における高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）並びに口蹄疫の防疫対策については、本年4月の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正に伴い、本年10月に全部改正された高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（いずれも平成23年10月1日付け農林水産大臣公表）、改正後の家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第21条の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）等により具体的にお示ししたところです。

高病原性鳥インフルエンザ等については、引き続き近隣諸国で発生が認められ、家きん飼養農場へのウイルス侵入が懸念されているところです。また、口蹄疫については、台湾では依然として継続して発生が認められ、韓国では新たな発生報告はないものの、韓国全土でワクチンが使用されており、清浄化されるにはまだ時間を要する状況です。

つきましては、これから年末・年始（春節を含む。）を迎えるに当たり、従来からの防疫対策に加え、下記の事項について、畜産関係者や、市町村・関係機関・関係団体に対して周知するとともに、特に家きんについては、高病原性鳥インフルエンザ等の発生リスクが最も高まる時期であることから、防疫対策に万全を期するよう指導の徹底をお願いいたします。

記

1 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者にあつては、高病原性鳥インフルエンザ等及び口蹄疫が発生している国への渡航を可能な限り自粛すること。また、それ以外の国を訪問する場合も含め、家畜との接触は極力避けること。

やむを得ず高病原性鳥インフルエンザ等及び口蹄疫の発生国に渡航する場合には、①家畜飼養施設へ立ち入らないこと、②肉製品等を日本へ持ち帰らないこと、③帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所のカウンターに立ち寄り、家畜防疫

官の指導を受けること。

また、飼養衛生管理基準に基づき、過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、厳に必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

2 野生動物等と家畜の接触回避について

- (1) 家きん飼養農場にあつては、防鳥ネットの整備及び点検を徹底し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、家きん舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにするとともに、ねずみ等の駆除に努めること。
- (2) 牛、豚等の飼養農場にあつては、これらの家畜と野生動物との接触を極力避けるとともに、畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排泄物等が混入しないようにすること。

3 市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の確認について

市町村、関係機関及び関係団体との連絡体制については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第2の2の(8)及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針第2の2の(9)に基づき整備することとされているが、年末・年始の閉庁日においても、防疫対応に遺漏のないよう、連絡が必要な市町村、関係機関及び関係団体との緊急連絡体制網については、これを再度点検・見直しを行い、緊急時に備えるものとする。